

基本文書

ICM 助産規制の 世界基準

2025 年 改訂版



© 2025 年国際助産師連盟

一部の権利は留保されている。本著作物は Creative Commons Attribution-NonCommercial-Sharalike 4.0 licence (CC BY-NC-SA 4.0) に掲載されている。

<https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/deed.en>.

本ライセンスの条件に基づき、以下に示すとおり、著作物が適切に引用されているのであれば、非商業目的で著作物をコピー・再配布・採用することができる。

推奨される引用

ICM 助産規制の世界基準。ハーグ：国際助産師連盟、2025 年。

ライセンス：CC BY-NC-SA 4.0.

翻訳

本文書を英語・フランス語・スペイン語以外の言語に翻訳することが認められている。

翻訳版には、以下の文章を記載しなければならない：本翻訳は、国際助産師連盟（ICM）が作成したものではありません。ICM は、この翻訳の正確性に責任を負いません。英語版原本：ICM 助産統制の世界基準（ハーグ：国際助産師連盟、2025 年、ライセンス：CC BY-NC-SA 4.0）が、法的拘束力のある正本です。

本文書の翻訳版は、ICM ウェブサイトに掲載するために、communications@internationalmidwives.org に送信しなければならない。

英語・フランス語・スペイン語以外の言語への翻訳版作成時は、ICM がグラフィックデザイン・テンプレートを提供して支援する。詳細問い合わせ先：

communications@internationalmidwives.org

販売、権利およびライセンス

商業的利用の申請、ならびに権利およびライセンスに関する問い合わせ先は、以下のとおりである：communications@internationalmidwives.org

一般免責事項

ICM は、本出版物に記載されている情報を確認するために、あらゆる合理的な予防措置を講じている。ただし、公開された資料は、明示的または黙示的を問わず、いかなる種類の保証もなく配布される。本資料の解釈と使用に対して、読者が責任を有する。ICM は、いかなる場合においても、その使用から生じる損害に対して責任を負わないものとする。

はじめに

規制（regulation）の主な機能は国民を守ることにある。安定した規制のシステムが支えとなり、助産師はすべての業務を自律的に行うことができる。規制を通じて助産師の地位を高めることにより、性と生殖・妊産婦・新生児・思春期の健康（SRMNAH）サービスにおけるケアの基準が向上する。

ICM は、国際的なエビデンスの基盤に沿って、助産にかかわる規制の世界基準を設定している。ICM による「助産規制の世界基準」の目的は、安全かつ能力のある助産師が、女性、多様なジェンダーの人々、新生児に質の高い助産ケアの提供を保証することにより、人々を守るための規制メカニズムを推進することである。

この基準には、助産に関する規制のプロセスが整備されている国か否かによって、2 つの用途がある。

1. **既存の規制プロセスの見直し。**本基準は、既存のプロセスを修正する指針として、また助産師の自律的な実践を支援する規制の枠組みを推進するために使用することができる。
2. **規制プロセスの開発。**本基準は、規制の枠組みが整備されていない国においては、助産のための規制の枠組みを構築する方法に関して、保健当局を手引きするために使用することができる。

助産師関連団体は、規制関連の法律、政策、手順の改善または実施に向けて、本基準の使用を提唱することが求められる。助産師の独立した専門職としての地位は、すべての規制プロセスにおいて認識されなければならない。助産師が看護師または他の医療専門家と共に規制されている場合には、ICM の「助産実践に必須のコンピテンシー」(1)に沿って、自律的な助産を実現し、質の高い助産ケアが確実に実施されるために、助産師のみを独立させた規制構造とプロセスの構築を目指す。

規制に関する詳細情報については、[ICM ウェブサイト](#)を参照のこと。



本基準は、以下の4つのカテゴリーに分類される。

1. **規制のモデル**：規制の種類、例：法律
2. **名称の保護**：誰が「助産師」という名称を用いて良いか
3. **ガバナンス**：規制機関の設立のプロセスと規制機関が機能を発揮するプロセス
4. **機能**：規制機関が助産師を規制するメカニズム。下記のサブカテゴリーが含まれる。
 - 業務範囲
 - 助産師業務に就く前の助産師教育
 - 登録
 - コンピテンシーの維持
 - 苦情申し立てと懲罰
 - 行動規範と倫理綱領

カテゴリー1：規制のモデル

- 1.1 規制は助産に特有のものである。
- 1.2 規制は全国レベルとすべきである。

カテゴリー2：名称の保護

- 2.1 関連する法のもとに権限を与えられた者だけが、その法によって定められた「助産師」の名称を用いることができる。

カテゴリー3：ガバナンス

- 3.1 法のもとに、規制機関の委員の指名、選択、任命のプロセスは透明性があり、役割と任期が明らかにされている。
- 3.2 規制機関には助産師の代表が適切な比率で含まれるべきである。
- 3.3 サービスの受け手および一般市民の意見を反映する条項も設けなければならない。

- 3.4 規制機関のガバナンス構造は法によって定められるべきである。
- 3.5 助産師が他の専門職と共に規制される場合、助産師の基準および指導に責任を負う個別の評議会または委員会を設置する必要がある。
- 3.6 助産に関する規制機関の議長は助産師でなければならない。
- 3.7 規制機関は専門職の組織員によって出資されている。
- 3.8 規制機関は助産師専門職団体と連携する。
- 3.9 規制機関は保健省や保健部門などの主要な関係機関と協力して活動する。
- 3.10 規制機関は国内外のほかの規制機関と連携する。

カテゴリー4：機能

基準 4.1：実践の範囲

- 4.1.1 規制機関は、ICM の「助産師の国際定義および業務範囲」(2)に準じた助産師の業務範囲を定義づける。

基準 4.2：助産師業務に就く前の助産師教育

- 4.2.1 規制機関は、「ICM 助産師教育の世界基準」(3)に準じて、実務前の助産師教育と助産師教育機関の認定の最低基準を設定する。
- 4.2.2 規制機関は、助産師登録の資格につながる資格取得前の助産師教育課程を承認する。
- 4.2.3 規制機関は、認可された資格取得前の助産師教育課程を提供する助産師教育機関を認定する。
- 4.2.4 規制機関は、資格取得前の助産師教育課程と助産師教育機関の監査をする。
- 4.2.5 助産教育者および臨床指導者／臨床教員は、教職に就くための研修プログラムを修了していなければならない。



基準 4.3 : 登録

- 4.3.1 法律は、助産師の登録・免許の基準を設定する。
- 4.3.2 規制機関は、登録・免許のための基準とプロセスを策定する。
- 4.3.3 規制機関は、外国で基礎教育を修了した助産師登録・免許申請者が同等であることを評価するプロセスを策定する。
- 4.3.4 規制機関は、登録要件を満たしていない外国人助産師が登録・免許につながるための基準、ルート、プロセスを確立する。
- 4.3.5 登録・免許の状態に幅を持たせるメカニズムが存在する。
- 4.3.6 規制機関は、助産師の登録を最新の状態に維持し、公表する。
- 4.3.7 規制機関は、助産師の配置計画と研究に寄与するために、助産師と助産師の実践状況についての情報を収集する。

基準 4.4 : コンピテンシーの維持

- 4.4.1 助産師がコンピテンシーを維持していることを定期的の実証するメカニズムを実施する。
- 4.4.2 法律に、助産師の登録・初回免許の要件と、継続的かつ定期的な免許更新のための要件がそれぞれ定められている。
- 4.4.3 助産師の実践について、定期的な免許更新のメカニズムが存在する。
- 4.4.4 実践からしばらく離れていた助産師を現場に戻すプログラムのメカニズムが存在する。

基準 4.5 : 苦情申し立てと懲罰

4.5.1 法律により、期待される行為の標準、非専門職的な行為および専門職の不正行為を定義する権限が規制機関に与えられている。

4.5.2 法律により、コンピテンシー、行為または健康に関連した業務上の懲罰、制裁、条件を課し、見直し、解除する権限が規制機関に与えられている。

4.5.3 法律により、苦情を受け付け、調査し、判断し、解決する権限とプロセスが設定されている。

4.5.4 規制機関は、コンピテンシー、行為、健康障害に関する苦情を適時に処理するための指針とプロセスを保持している。

4.5.5 法律は、苦情の調査と、専門職の不正行為についての意見聴取や決定の権限を分割すべきである。

4.5.6 苦情処理のプロセスは、すべての関係者にとって透明性のある自然正義の原則のもとに行われる。

基準 4.6 : 行動規範と倫理綱領

4.6.1 規制機関は行為と倫理の基準を設定する。

文献

- (1) International Confederation of Midwives. ICM Core Document: Essential Competencies for Midwifery Practice. 2024.
- (2) International Confederation of Midwives. ICM Core Document: International Definition and Scope of Practice of the Midwife. 2024.
- (3) International Confederation of Midwives. ICM Core Document: Global Standards for Midwifery Education. 2021.

2025 年 公益社団法人日本看護協会、公益社団法人日本助産師会、一般社団法人日本助産学会 訳

「ICM Global Standards for Midwifery Regulation」の原文については、ICM が著作権を有します。CC BY-NC-SA 4.0 の下で公開されていますので、原文の転載引用等については、このライセンスにしたがってください。日本語版は、ICM 会員団体である日本看護協会・日本助産師会・日本助産学会が、CC BY-NC-SA 4.0 に基づき翻訳しました。この日本語版は、ICM によって作成されたものではありません。原文である英語版「ICM Global Standards for Midwifery Regulation.Hague: 国際助産師連盟; 2025. ライセンス CC BY-NC-SA 4.0」が拘束力を持つ正式な版です。日本語版については、日本助産学会に帰属します。なお、ICM も同様の権利を持っていますが、ICM は日本語版の正確さについて責任を負いません。日本語版の転載引用等についても CC BY-NC-SA 4.0 が適用されます。転載引用等については、「適切な書誌表示 (BY)」「非営利での利用 (NC)」「CC BY-NC-SA のライセンスの継承 (SA)」を守り、適切に二次利用してください。